

## 第110回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和2年5月18日(月)午後2時00分
- 2 開会の日時 令和2年5月18日(月)午後2時00分
- 3 閉会の日時 令和2年5月18日(月)午後2時56分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数 17名    出席 16名    欠席 1名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	欠席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局    担当局長 井上 満千夫 総務・農政担当課長 菱川 真輔 担当課長補佐 黒瀬 高弘 農地担当係長 奥山 英明	参事監 真田 明彦 農地担当課長 佐藤 孝司 担当課長補佐 竹田 了久 副主査 佐藤 智保子
---	---

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について  
 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について  
 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について  
 (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)  
 (5) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について  
 (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について  
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について  
 (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について  
 (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 令和2年度の活動計画について  
 ①「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」

- ②「令和2年度事業計画」
- (2) 耕作放棄地再生作業の事務手続きについて
- (3) その他
  - ① 報告
    - ・令和元年度農地関係事業報告
    - ・年度別許可・届出等の件数
    - ・令和元年度農業者年金受託業務処理状況
  - ② その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

3番：池上 克己                      15番：中山 順市

10 議事の内容

**議 長**      みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会  
第110回総会を開会します。(あいさつ)

**議 長**      議事録署名委員を指名します。3番 池上 克己委員、15番  
中山 順市委員にお願いします。

**議 長**      議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長      (議案訂正等の説明)

また、4月に農地法第18条第1項の規定に基づき許可の議決があった案件で、  
4月28日の県農業会議に諮問した南区中畦の賃借権の解約については、同日許  
可相当との答申があり、許可指令書を交付しています。

**議 長**      それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、  
を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請に  
ついての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いし  
ます。

奥山係長      1ページ1番、受人は中牧に居住し、世帯で約9.1アールの農地を耕作す  
る農業者ですが、増反により中牧の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係  
等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件を  
すべて満たしていると考えます。

2番、受人は中原に居住し、世帯で約1ヘクタールの農地を耕作する農業  
者ですが、受贈により中原の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係  
等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を  
すべて満たしていると考えます。

3番、受人は大窪に居住し、世帯で約44アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により大窪の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は牟佐に居住し、世帯で約46アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により牟佐の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議長** 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番から4番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議長** 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5番、6番は受人が同一ですので、併せて説明します。

受人は撫川に居住し、世帯で約2.7ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により撫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は平山に居住し、世帯で約1.1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により平山の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は下足守に居住し、世帯で約1.6ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により下足守の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

9番、受人は下足守に居住し、世帯で約60アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により下足守の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

10番、受人は川入に居住し、世帯で約38アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により川入の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

**議長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、5番から10番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

**議長** 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 11番、受人は御津伊田に居住し、世帯で約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により母が所有している御津伊田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

12番、受人は建部町下神目に居住し、世帯で約39アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町下神目の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

**議 長** 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、11番、12番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

#### 《國定委員退室》

佐藤副主査 13番、受人は妹尾崎に居住し、世帯で約1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により山田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は妹尾に居住し、世帯で約37アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により大福の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後、下限面積50アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は昭和41年に設立され、南区藤田に本店を置き、約104.7ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人ですが、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

株主要件など、適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、取下げ予定のため、保留意見となっています。

**議 長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

賀門委員 南区協議会で13番から16番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、16番は保留意見、その他3件はいずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（１）については、中・中央地区１番から南区  
１６番までの内、南区１６番は保留、その他１５件を許可と決定して  
よろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

#### 《國定委員入室》

議 長 次に申請等（２）農地法第４条の規定に基づく許可申請についての  
審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 ３ページ１番、転用目的は露天駐車場です。申請人は申請地と道路を挟んで  
南側に居住していますが、来客用の駐車場が不足しているため、自己所有地で  
ある申請地を露天駐車場として転用しようとするものです。なお、昨年、申請  
人が申請地の隣接地を売却する際に、申請地の農地転用許可を受けることを失  
念したまま造成を行っているため、是正の申請となります。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、農  
地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、  
一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さ  
んの意見をお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、１番の１件について協議したところ、事務局説明の  
とおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に、御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

２番、転用目的は営農型太陽光発電設備の設置で、令和元年１１月開催の総  
会以降、取下げを挟んで継続してご審議いただいている案件です。今回の申請  
は、基本的な内容は前回までと同じですが、設置杭の本数及び設置パネルの枚  
数に変更になっており、また、耕作者や添付資料の一部に変更となっています。

地区協議会で審議した結果、営農型太陽光発電施設の基本的な許可要件とな  
る、①「営農計画書」に記載されている下部の農地の単収についての記述

に疑義が生じていること、また、②「知見を有する者の意見書」に記載されている関連データについての記述に疑義が生じていること等により保留意見となっています。

**議 長** 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、2番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、保留意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に、南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 3番、転用目的は貸露天駐車場です。申請人は、自己所有地である申請地を、当新田に本店を置き運送業を主な事業としている から、事業拡大により駐車場が不足しているため使用したいとの要望があり、貸露天駐車場として一時転用許可を受け利用しています。今後も引き続き使用するため、永久転用申請するものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500m以内の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

賀門委員 南区協議会で、3番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等(2)については、北・吉備地区1番から南区3番までの3件の内、御津・建部地区2番は保留、その他2件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは、そのように決定いたします。次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長

4 ページ 1 番、令和 2 年 5 月 1 2 日付け農振除外済みの案件で、転用目的は分家住宅です。申請人は、南区大福の借家に家族 3 人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近く農業を手伝うのに都合の良い、祖父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが 10 ヘクタール以上の 1 種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、祖父が所有する土地で代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2 番、3 番は、転用目的を自己住宅とする同一の転用事業ですが、譲渡人が異なっているため別々の申請となっています。申請人は、新見市内の公営住宅に家族 2 人で、また、南区豊成の借家に単身でそれぞれ居住していますが、親子 3 人で一緒に生活するため、通勤や通院に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4 番、令和元年 5 月農振除外済みの案件で、転用目的は分家住宅です。申請人は、大安寺南町一丁目の借家に夫婦 2 人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に隣接し農業を手伝うのに都合の良い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1 番から 4 番までの 4 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。



**議 長** 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5番、転用目的は自己住宅です。申請人は、花尻ききょう町の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現住居地に近く生活環境が大きく変わらず、また、県道沿いで便利の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、転用目的は自己住宅です。申請人は、倉敷市内の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近接し、農業の手伝いや実家家族の面倒を看るのに都合の良い祖父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、5番、6番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 7番、令和2年5月12日付け農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人夫婦は、それぞれ津山市内の官舎及び御津河内の実家に居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、実家に近く農業を引き継ぐのにも都合の良い祖母所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、転用目的は建築条件付売買予定地です。申請人は平成13年5月に設

立され、北区一宮山崎に本店を置き、不動産業を主な事業としています。申請人は、御津地域で住宅売買実績を持ち、さらなる住宅造成地を探していたところ、国道53号やJR野々口駅から近く入居者を見込める申請地を所有権移転し、建築条件付売買予定地として転用しようとするものです。転用の一般基準上、原則として宅地造成のみの転用は認められていませんが、転用事業者等と土地を購入し家を建てる者などが、一定期間内に売買契約・建築請負契約を締結すること、などの要件を満たせば、許可が可能となっています。本案件は、宅地造成後に建築を予定している者による買付証明書が添付されています。また、申請地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に申請人自らが住宅を建築することという要件がありますが、その点については、別紙として添付してある「申請書7. その他の参考事項について」に許可要件を満たす旨の記載がなされており、基準を満たすと判断されます。

農地区分は、野々口駅から半径500m以内の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、7番、8番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 9番、令和元年11月農振除外済みの案件で、転用目的は分家住宅です。申請人は、新福一丁目の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近く農業を手伝うのに都合の良い父所有の申請地を所有権移転し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、転用目的は農業用倉庫です。申請人は平成29年に設立され、藤田

に本店を置き、約9.7ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人ですが、経営規模拡大により既存の農業用倉庫では農業用機械等の保管場所が不足するため、既存の農業用倉庫敷地の隣接地である法人の代表取締役が所有する申請地に使用貸借権を設定し、未届けの倉庫を含め新たな農業用倉庫を建築しようとするものです。

申請地は農用地ですが、農用地利用計画に指定された用途である農業用倉庫であり、例外的に許可が可能と考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、令和2年5月12日付け農振除外済みの案件で、転用目的は露天資材置場です。申請人は昭和60年に設立され、浦安南町に本店を置き、建設業を主な事業としていますが、事業拡大により資材置場が不足しているため、既存資材置場に近く作業効率の良い申請地を所有権移転し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、南区役所から500メートル以内の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は露天資材置場です。申請人は令和元年に設立され、中区網浜に本店を置き、建設業を主な事業としています。現在は自社の資材置場を所有しておらず、また、岡山市南部や玉野市八浜地区における受注工事が増加しているため、利便性が良い申請地を所有権移転し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、令和2年5月12日付け農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、中区平井の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番から16番は同じ地区に関連がありますので、併せて説明します。いずれも令和2年5月12日付け農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅で

す。

14番、申請人は、築港新町二丁目の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、夫婦それぞれの職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人は、中区桑野の社宅に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

16番、申請人は、中区平井五丁目の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、夫婦それぞれの職場が近くなり通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも南区役所から300メートル以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番から20番は同じ地区に関連がありますので、併せて説明します。いずれも令和2年5月12日付け農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。

17番、申請人は、大福の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近く子育ての応援を得られ、また、職場に近く通勤にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人は、藤田の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の実家に近く子育ての応援を得られる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人は、高柳西町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

20番、申請人は、浜野三丁目の借家に夫婦2人で居住していますが、子どもが生まれ住居が手狭になったため、妻の職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも南区役所から300メートル以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場で

す。申請人は昭和33年に設立され、妹尾に事務所を置き、社会福祉事業を主な事業としています。申請人は、申請地の隣接地で保育園を経営していますが、駐車場が不足しているため、申請地に賃貸借権を設定し、露天駐車場として一時転用許可を受け使用しています。今後も引き続き使用するため、今回は権利設定を所有権移転に変え、永久転用申請するものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500メートル以内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番、転用目的は露天資材置場です。申請人は平成元年に設立され、植松に本店を置き、建設業を主な事業としています。事業拡大により資材置場が不足しているため事務所に近く、また交通の便の良い申請地を所有権移転し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、備前片岡駅から300メートル以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、9番から22番までの14件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等(3)については、中・中央地区1番から南区22番までの22件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは、そのように決定いたします。次に、申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転について審議します。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 7ページ北・吉備地区1番及び追加議案として本日お手元にお配りしております、南区1番、2番の3件になります。これらは、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業ですが、北・吉備地区1番は所有者から財

団への移転、南区1番、2番は財団から受人への所有権移転となります。

計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、いずれも承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 では、申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。次に申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 8ページ中・中央地区1番から15ページ南区25番までの25件で、権利の種類及び内容はご覧のとおりで、いずれも相続による所有権の取得です。あつせん希望はありません。各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等(5)の25件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告(1)農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については、16ページ1番から5番までの5件で、内1件は取止めです。転用目的は、露天駐車場1件、自己住宅2件、貸露天駐車場1件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告(2)農地法第5条第1項第7号の規定による転用届については、17ページ1番から18ページ10番までの10件です。転用目的は、自己住宅1件、敷地拡張2件、長屋住宅2件、賃貸住宅及び進入路1件、露天駐車場3件、位置指定道路、分譲宅地、道路・水路用地1件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、19ページ1番から20ページ5番までの5件で、解約理由は、耕作目的及び転用目的で1件、耕作目的で3件、転用目的で1件です。離作料は、記載

のとおりとなっています。

次に、報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、２１ページ１番の１件で、内容は農業用倉庫です。

最後に、報告（５）農地改良届については、２２ページ１番から３番までの３件で、内容は、果樹園２件、普通野菜畑・果樹園１件です。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし。

議長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案について説明。

議長 第２号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて、委員の方から何かご意見はありませんか。

全員 特にありません。

議長 それでは、第２号議案、（１）令和２年度の活動計画、①「令和２年度の目標及びその達成に向けた活動計画」②「令和２年度事業計画」について原案のとおり決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは原案のとおり決定します。今年度の活動について、皆さんよろしくをお願いします。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他、何かありますか。

事務局 （１）次回総会予定（６月１８日（木）岡山市役所７階大会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後２時５６分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員